

議案第 2 1 号

守谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

守谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年守谷市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 1 0 月 1 日から適用する。

令和 8 年 3 月 2 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

提案理由（議案第 2 1 号）

提案の理由を申し上げます。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の引用の表記を変更するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正	現 行
(虐待等の禁止) 第 1 6 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第 1 6 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第 3 3 条の 1 0 各号</u> _____ に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。